

障がい者・障がい児の相談支援体制の充実を求める請願書


令和6年2月15日

志摩市議会議長

中村 孝司 様



紹介議員

氏名 西崎 哲吾 

請願者

住所 志摩市阿児町鶯方 309 番地 1

氏名 誰一人取り残さない福祉を考える会

代表 西尾 拓也 

専門員 平賀 美幸 

1. 請願の趣旨

障がい者、障がい児相談支援事業の取り組みについて、地域のニーズに応じた専門的支援がより必要とされていると考えております。地域において安心して自立した生活を送っていただけるように、更なる「相談支援体制の充実」をしていただくよう請願します。

2. 請願の理由

志摩市において身体障がい者、知的障がい者は横ばいですが、精神障がい者手帳所持数は令和元年度392人、令和4年度466人と増加しています。

計画相談受入実績は、令和4年度518人でした。その内市外事業所への依頼は前年度より8人増加し81人になりました。

計画相談事業所は令和5年4月に4事業所、令和5年8月に5事業所に増えましたが、その内1カ所は基幹相談支援センター業務を兼務で行っています。

障害者総合支援法（児童福祉法）に基づくサービスの利用に当たっては、計画相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」が必要になりますが、相談業務は、計画相談に繋がるまでの日常的な相談が地域生活支援の要とも言えます。

現状において次のような課題があります。

- (1) 地域で生活する障がい者に対する相談支援の業務は、生活場面で直接対応する業務であり、当事者の状況に応じて様々な対応が求められます。関係機関や家族との調整、医療機関等との連携、必要な障がい福祉サービスや社会資源等の情報提供及び助言、専門機関の紹介、権利擁護のための必要な支援など専門職としての迅速な対応が求められています。
- (2) 市内で対応できないサービス（身体障がい者のショートステイや障がい児の療育等）を希望する場合は、市外事業所の紹介、調整が必要になっています。
- (3) 高齢化に伴い80歳、90歳の親、50歳、60歳の子の相談では、一般就労が続けられなくなり引きこもりから社会復帰を望んで障がいサービス利用を希望されますが、経済的な課題もあり家族支援が必要になっています。また、引きこもりの生活から就労支援を開始しても、サービスの利用に繋がるまでに相当時間を要し、サービス利用が途切れてしまうこともあります。引きこもりを繰り返さないように、関係機関と連携した継続的な相談対応が求められています。
- (4) コロナ禍以降は、障がいの方のみでは対応できない申請等が増え、例えば①コロナワクチン接種予約、予診票の記載、②給付金申請、③マイナンバーカード申請、④災害時ささえあい名簿への登録申請等 SNS で回答することも増え、本人のみでは対応できずに困ってしまい、通所する事業所が相談対応している状況があります。

上記の課題に対して提案します。

(1) 複数の事業所への障がい者相談支援センターの委託

現在、本市が1カ所で行う障がい者相談支援センターの効果的な機能強化のため、複数の事業所への委託を図ることを強く提案します。地域全体の多様なニーズに応え、より幅広い層の障がいを持つ方々に適切な支援を提供できる仕組みづくりを望んでいます。

(2) 相談支援専門員の増員

地域の障がい者が直面する課題やニーズに適切に対応するため、相談支援専門員の増員が喫緊の課題であると考えています。増員により、より迅速に個別化された支援やアドバイスが提供され、障がいを持つ方々がより充実した生活を送れる環境を整えることが期待されます。

近隣の市町では、障がい者相談支援センターについては身近な場所で相談できるように複数の事業所へ委託しています。南伊勢町は2事業所、伊勢市は4事業所、鳥羽市は1事業所、志摩市は1事業所です。

相談支援事業は身近な場所で早期に相談ができるように地区担当を決めて相談委託する方法や障がい別に委託する方法があり、志摩市においても、計画相談支援の専門性を活かし相談支援事業の充実及び複数の事業所へ障がい者相談支援センターの委託を図るとともに、相談支援専門員を増やしていただきますように、ご理解とご支援をお願い申し上げます。